

安倍内閣の総辞職を!

中国5県で一斉宣伝行動@江津

中国地方の日本共産党は20日、各地で一斉宣伝に取り組みました。江津市のJR江津駅



前では、5月20日告示の市議選で現有2議席確保をめざす森川よしひで、多田伸治の両市議が市民と野党の共闘で安倍内閣を退陣に追い込もうと呼びかけました。(写真)

森川氏は「隠ぺい、改ざん、ねつ造、セクハラなど問題噴出の安倍内閣に政権を担う資格はない」と批判。多田氏は「市長いいなりの市議会を変えよう」と力を込めました。

女子高生は「安倍政権

地域の話 アタゴ

奥出雲「米価下支え求める 請願不採択に

昨年11月、おくいずも農民連が提出した「米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願」は、12月議会で継続審査となり、3月議会で再審議されました。

3月7日の総務経済常任委員会では賛成3人、反対2人で賛成多数で採択されました。

しかし、3月22日の本会議では採決の結果、賛成5人、反対8人で不採択となりました。

総務経済常任委員長報告の後、反対討論する議員がいなかったため、紹介議員となっていた

日本共産党の田食道弘議員に、賛成討論の機会はありませんでした。

（「奥出雲町民報」より）

【山形】**高校生通学援助を 後藤議員が要求**

後藤議員「市外の高校に通うのに交通費負担が大きい。松江には補助があるようなので、出雲でもしてもらえないか」との相談があった。高校生通学援助制度を設けるべきではないか。

部長「松江市では、市内外の小中学校、高校、専門学校へ通学する松江市内在住の児童生徒に補助を行っている。補助額は、公共交通機関関での通学定期券購入

年座 青講

働き方やマナーの知識学ぶ 村川氏、宮月氏が講義

民青同盟県委員会は21日、松江市内で「ワーク&マナー編」を開きました。「知っておきたいワーカールール」と題し

て県労働委員会の村川令一郎氏が、「マナーをよくして印象UP」をテーマに心理カウンセラーの宮月純子氏が講演し、青年ら17人が聞き入りました。(写真)

参加者は「次の人を探してからバイトを辞めるように言われた」「相手に不快な思いをさせず、話を終えてもらうには」などの質問に、両氏は丁寧な答えました。



性は「セクハラは言語道断」と話しました。

額の月1万円を超える部分が補助対象となっており、平成28年度は258人、約1630万円が交付されている。

出雲市は、市外への高校進学率が例年、全体の約1割。交通費が家計の負担になっていることは認識している。（「どう由美の市議会報告」より）

江津 介護保険料値下げを 多田議員が質す

多田議員「4月から介護保険料が基準月額で6560円から6980円へと値上げされるが、日本共産党市民アンケートでは6割が「介護保険料の値下げ」を求めている。被保険者の経済状況への認識は。」

事務局長「65歳以上の被保険者2万8874人のうち、非課税が1万8723人（65%）で収入の少ない人が多い。多田議員「年金は下が

り、物価が上がる状況で保険料の値上げ。市民もない袖は振れないが、どう考えるのか。」

事務局長「滞納者でこれ以上払えない場合は、不納欠損処分（徴収困難となった滞納分を消滅する処理）の審査会で、状況把握の上で対処している。介護保険では払えない人への対応は難しい。他の社会保障制度で対応することになる。」

「3月29日は、質問のほか、介護保険料値上げについて採決も行われ、日本共産党の多田伸治議員と西村健議員だけが値上げに反対しました。（「どう由美の市議会報告」より）」

県西部地震 日本共産党の取り組みをお知らせします

4月9日に県西部を襲った地震で、被災されたみなさまに心からのお見舞いを申し上げます。日本共産党は同日、災害対策本部（尾村利成 本部長）を設置し、地震発生直後から現地に入りました。被害の実態把握に努めるとともに、被災者や自治体関係者から様々なご意見・ご要望を伺ってきました。引き続き、一日も早い被災者の生活再建に全力を尽くします。

- この間の調査（党ボランティア活動含む）で寄せられた声
- ◆「屋根瓦が落ちました。今後のことを考えると、途方にくれます。色々な支援があると助かります」（大田市鳥井町）
 - ◆「昨晩は集会所で過ごしました。余震や倒壊が不安で、今夜も集会所に避難します」（大田市三瓶町志学）
 - ◆「心理的に不安があり、絶えず揺れている気がする。今後の雨、風にどれだけ耐えられるか不安」（大田市波根町）

「被災者の生活再建支援」を求めて県・大田市に申し入れ

日本共産党県議団と大田市議団は、12日には溝口善兵衛知事に、17日には楳野弘和市長に申し入れました。（右記参照）

日本共産党と被災者の要望が実現！ 県・市の支援制度の対象を「一部損壊」などにも拡大へ

住宅再建助成制度は、現行では全壊と大規模半壊に限定されていきました。今回の見直しで、最大で「半壊」（損害基準判定20%以上40%未満）100万円、「一部損壊」（同10%以上20%未満）40万円が支給されることになりました。

また、石州瓦を使った住宅再建助成や風評被害対策などにも取り組むことが決まりました。



県に申し入れる党県議団、大田市議団、中原保彦美郷町議（12日）



大平喜信前衆院議員とともに、住民や楳野市長から要望を聞く(10日)

- 【申し入れ内容】
- ① 住宅再建に対する公的支援を実態に合わせて抜本的に強化すること。
 - 被災者生活再建支援制度の支援対象を「一部損壊」に拡大すること。少なくとも修繕に要する費用が保障される支給額とし、拡充策を早急に示すこと。
 - 地場産業の石州瓦を活用した修繕が促進されるよう県の「石州瓦産業経営基盤強化支援事業」に被災家屋を加えるなど制度の拡充を図ること。
 - ② 中小業者、観光、農業など事業者が再建できる積極的支援策を講じること。
 - ③ 被害認定にあたっては、被災者救済の視点に立った弾力的な認定を行うこと。
 - ④ 税や保険料の減免制度、生活福祉資金の貸付けなど各種融資制度や被災者が活用できる支援制度の周知徹底を図ること。